

野洲市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件 費率
18年度	人 49,524	千円 19,856,653	千円 454,456	千円 3,794,313	% 19.1	22.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	参考類似団 体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 408	千円 1,646,045	千円 248,128	千円 671,443	千円 2,565,616	千円 6,288	千円 6,026

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

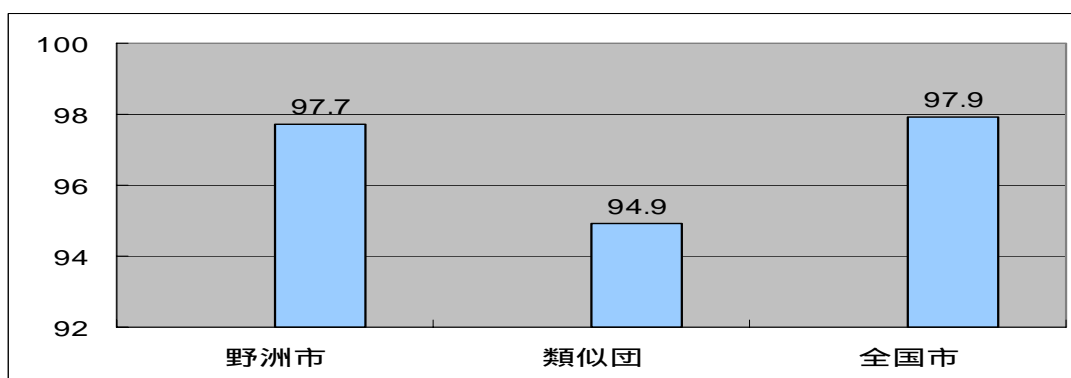
人件費の削減状況

野洲市では、健全な財政を堅持するため、人件費の削減に取り組んでいます。

平成19年度の削減額は次のとおりです。

- * 給料・報酬月額を市長、副市長、収入役、教育長は8%、議長、副議長、議員は3%を減額
- * 管理職手当10%を減額
- * 地域手当不支給
- * 特殊勤務手当4項目を廃止（市税事務、学校給食センター、図書館、野洲クリーンセンターの勤務に対して支給していた手当を廃止）
- * 平成19年4月1日現在、1年前と比較し12人の減員

(4) ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
野洲市	44.5歳	355,400円	417,498円	388,487円
滋賀県	43.5歳	351,318円	448,186円	395,705円
国	40.7歳	325,724円		383,541円
類似団体	43.2歳	331,766円	384,098円	358,865円

技能労務職

区分	行政					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
野洲市	53.0歳	28人	323,000円	342,008円	331,352円				
内給食調理師	51.1歳	14人	326,800円	344,900円	338,193円	調理師	38.5歳	269,400円	1.28
内用務員	56.8歳	9人	316,100円	321,044円	317,544円	用務員	53.9歳	227,200円	1.41
内自動車運転手	歳	1人	381,000円	円	円				
滋賀県	50.0歳	301人	337,584円	382,218円	366,756円				
国	48.8歳	5,193人	287,094円	円	320,514円				
類似団体	47.5歳	38人	303,078円	327,575円	316,564円				
民間事業者平均	56.0歳	-人	円	379,170円	円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
野洲市			
内給食調理師	5,728,400円	3,656,100円	1.57
内用務員	5,318,828円	3,284,300円	1.62

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16~18年の3カ年平均)技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	42.5歳	342,863円	373,683円
滋賀県	43.8歳	389,710円	452,184円
類似団体	43.8歳	332,404円	351,394円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,118円	種181,200円 種170,200円
	高校卒	142,800円	142,333円	140,100円
技能労務職	高校卒	130,400円	135,142円	-
	中学卒	-	123,519円	-
教育職	大学卒	170,200円	196,705円	-
	短大卒	153,800円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大学卒	286,200円	334,200円	363,800円
	高校卒	275,800円	288,900円	328,400円
技能労務職	高校卒	245,600円		285,600円
	中学卒			309,800円

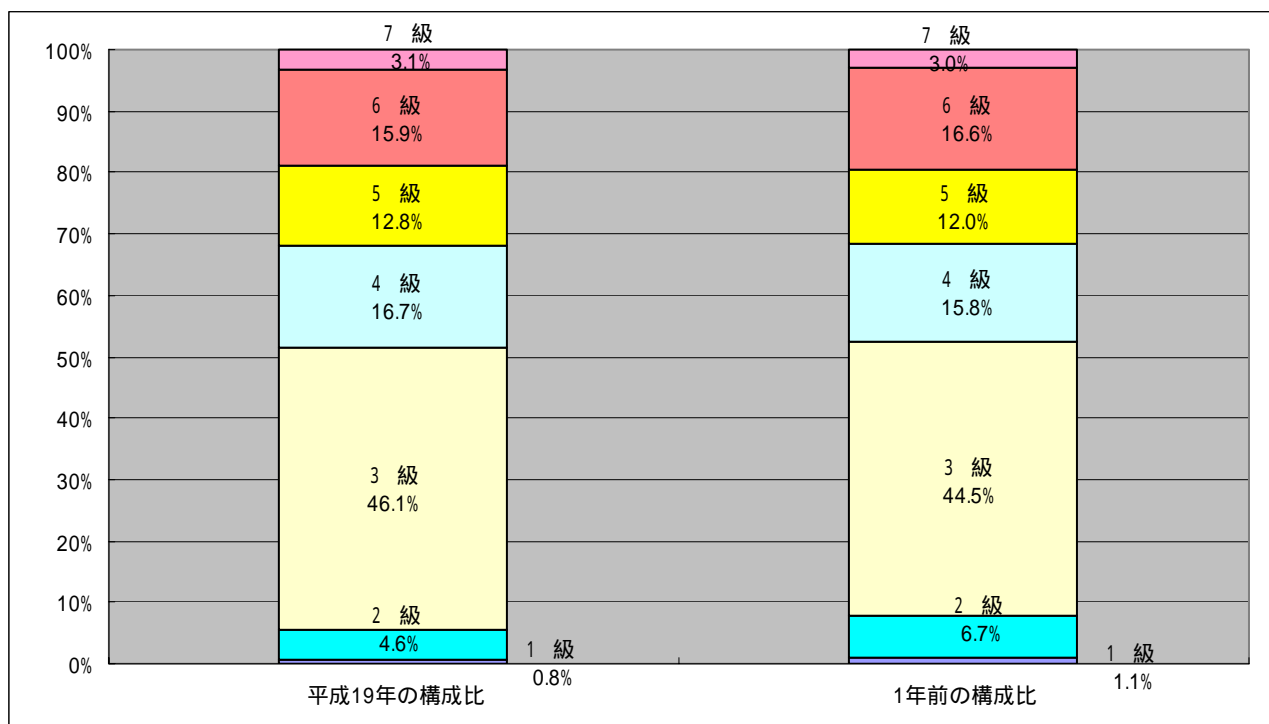
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内	職員数	構成比
1級	主事、主事補、技師、技師補	2人	0.8%
2級	主事、技師	12人	4.6%
3級	主査、主任	119人	46.1%
4級	専門員、主査	43人	16.7%
5級	課長補佐	33人	12.8%
6級	次長、課長	41人	15.9%
7級	部長	8人	3.1%

- (注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

- (注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、旧野洲町時代の勤務評定制度を引き継ぎ、市制後においても継続して勤務評定を実施し、昇任等への参考資料として活用を行っているが、評定の均一化などの課題もあり勤務評定の結果に基づく昇給への反映を行うまでには至っていない。

また、現在目標管理制度の導入を含めた現行勤務評定制度の見直中であり、前述の課題への対応を含め、今後十分な試行期間を置いたうえで昇給への反映を行う予定である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,682 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,961 千円	
（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.750)月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.750)月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.750)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

本市では、旧野洲町時代の勤務評定制度を引き継ぎ、市制後においても継続して勤務評定を実施し、昇任等への参考資料として活用を行っているが、評定の均一化などの課題もあり勤務評定の結果に基づく勤勉手当への反映を行うまでには至っていない。

また、現在目標管理制度の導入を含めた現行勤務評定制度の見直中であり、前述の課題への対応を含め、今後十分な試行期間を置いたうえで勤勉手当への反映を行う予定である。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

野 洲 市			国		
（支給率）	自己都合	定年・勤奨	（支給率）	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2 - 20%加算			定年前早期退職特例措置2 - 20%加算		
退職時特別昇給なし			退職時特別昇給なし		
1人当たりの平均支給額 23,492千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	6%	全職員	%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	6%	%

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度普通会計決算)		1,558千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		33,148円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		11.51%	
手当の種類(手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症病防疫作業に従事する職員	感染症病防疫作業	従事した日 1日につき300円
狂犬病予防作業に従事する職員の特殊勤務手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業	従事した日 1日につき300円
行旅病人又は行旅死亡人の処置に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人又は行旅死亡人の処置に従事する職員	行旅病人又は行旅死亡人の処置	行旅病人の保護、収容に従事1件につき1,000円 行旅死亡人の処置に従事1件につき3,000円
福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	福祉業務	特に身体に危害を受けるおそれがある業務に従事。命により出張して社会福祉事務所に従事した日1日につき300円
危険箇所での点検等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	危険箇所での点検等の業務に従事する職員	危険箇所での点検等の業務	1回につき500円
毒物等取扱業務従事手当	毒物等取扱業務従事する職員	毒物等取扱業務	従事した日 1日につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度普通会計決算)	80,474千円
支給対象職員一人当たり平均支給額	267千円
支給実績(平成17年度決算)	102,350千円
支給対象職員一人当たり平均支給額(平成17年度決算)	321千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円、 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで6,000 円(扶養親族でない配偶者がある場合、そのうちの1人については6,500 円。ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人については11,000 円) 3人目以降 5,000 円 16歳から22歳までの子がある場合の加算額5,000円	同		48,804 千円	250,276 円
住居手当	持家居住者(世帯主)2,500円(新築後5年以内に限る)、借家居住者月額12,000円を超える家賃について100円~27,000円	同		10,458 千円	160,892 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者1km~距離に応じて3,000円~24,500円、 交通機関利用者1月当たりの運賃が55,000円以下全額支給1月当たりの運賃が55,000円を超える55,000円×支給単位月	異	交通用具利用者2km~距離に応じて2,000円~24,500円	27,531 千円	72,259 円
管理職手当	定められた職責に応じて定額支給			70,262 千円	650,574 円
宿日直手当	日直業務をした職員1勤務につき4,200円	同		2,218 千円	円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	747,000 円 (812,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 160,000 円
	副 市 長	663,300 円 (721,000 円)	760,000 円 / 419,000 円
	収 入 役	608,100 円 (661,000 円)	670,500 円 / 455,800 円
報 酬	議 長	417,100 円 (430,000 円)	598,000 円 / 266,000 円
	副 議 長	363,600 円 (380,000 円)	522,000 円 / 214,000 円
	議 員	339,500 円 (350,000 円)	465,000 円 / 177,000 円
期 末 手 当	市 副 市 長 収 入 役	(平成18年度支給割合) 3.35 月分	
	議 副 議 長 副 議 員	(平成18年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 副 市 長 収 入 役	(算定方式) 給料月額 × 43/100 × 勤続月数 給料月額 × 26/100 × 勤続月数 給料月額 × 22/100 × 勤続月数	(支給時期) 任期毎 " "
	備 考		

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

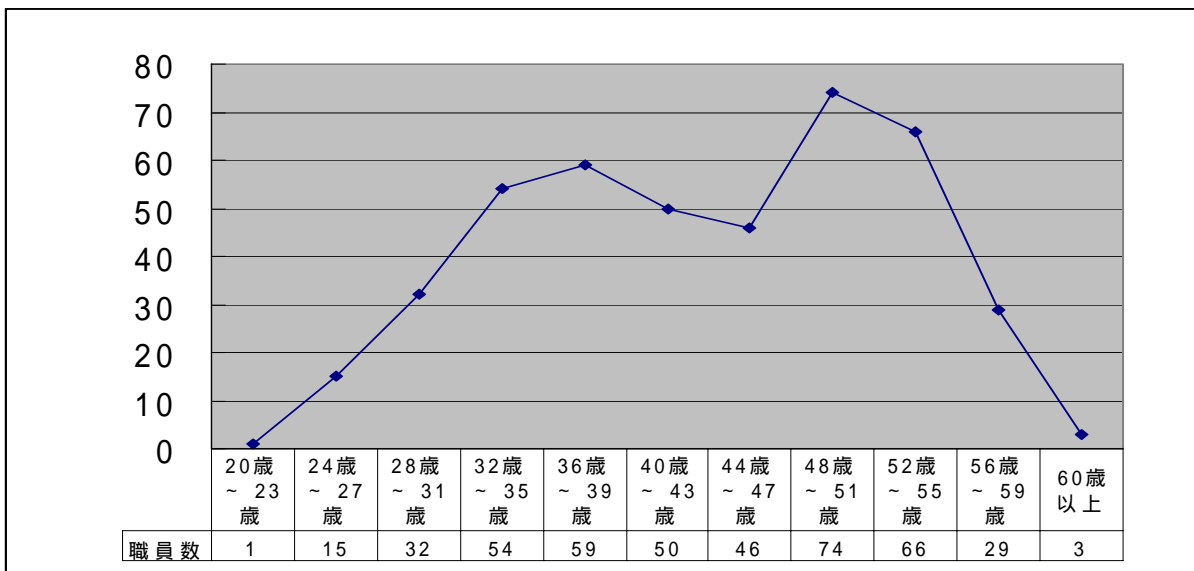
(各年4月1日現在 単位：人)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成18年	平成19年			
一 般 行 政 部 門	議会	5	5	-	企業誘致業務の強化による増 税業務の強化による増 退職不補充、業務量減少による減 業務量の減少による減
	総務企画	81	82	1	
	税務	16	17	1	
	民生	98	94	4	
	衛生	27	26	1	
	労働	2	2	-	
	農林水産	12	12	-	
	商工	5	4	1	
土木	32	30	2	企業誘致業務強化に伴う職員異動による減 業務量の減少による減	
計	278	272	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.92人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 76.62人	
特 別 行 政 部 門	教育	130	124	6	退職不補充による減
	小 計	408	396	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.96人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 100.98人
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	10	10	-	上、下水道課統合による減 業務量の増加による増
	下水道	7	6	1	
	その他	17	18	1	
小 計	34	34	-		
合 計	442 [476]	430	12 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.82人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 458	人 422	人 36	% 7.86

(参考) 野洲市行政改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	31人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	289	278	272		-	275
	増減		11	6		(4.8%)	14
教 育	職員数	135	130	124		-	115
	増減		5	6		(14.8%)	20
公営企業 等 会 計	職員数	34	34	34		-	32
	増減		0	0		(5.8%)	2
計	職員数	458	442	430		-	422
	増減		16	12		(7.8%)	36

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 採用、退職および昇任の状況

(1) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	
		市職員全体	合計
採用	平成 18 年 4 月 2 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	0	0
	平成 19 年 4 月 1 日	4	4
	合計	4	4
退職	平成 18 年 4 月 2 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	16	16
	平成 19 年 4 月 1 日	0	0
	合計	16	16

(2) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項目	部長級	次長級	課長級	課長・補主 佐幹級	専門員級	主査・主任 主保・主任 主士・主任 主務主任級	一般職員級	合計
異動者	1	7	11	12	6	20	37	94
うち昇任者	1	2	5	6	4	6	10	34

8 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成 18 年度）

ア 職員の意に反する後任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な的確性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
5	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況（平成 18 年度）

(単位：人)

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成18年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申し立て 該当事案なし

10 人材育成に関する状況

主な研修の実績等（平成18年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
同和問題研修 全体研修	各市職員が、同和問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	435人
指導職対象 同和問題研修	対象職員が、「聞く」だけでなく、「話し、考え、体験する。」中から自己の潜在意識に気づくことで、人権意識の高揚を目指す。	94人
救急救命研修	市職員として、地震等万一の災害等の場合に備えた心肺蘇生法、AEDの取り扱い等の対応を学ぶ。	82人
交通安全研修	悲惨な交通事故を防止し、明るいまちをつくる一翼を担うことができるよう、正しい交通ルールとマナーを学ぶ。	321人
環境マネジメントシステム研修	職員が、喫緊の地球的課題である環境問題について、地球温暖化の現状などから理解を深める。また、他の自治体や地域での先進的な温暖化防止実践事例から本市の取り組むべき役割を認識し、実践につなげる。I	382人
勤務評価 評価者・被 評価者研修	勤務評価者の評価基準の均一化を図るとともに、被評価者へ評価の趣旨や制度の内容を周知することで公務能率の向上を図る。	279人
メンタルヘルス研修	メンタルヘルスの基礎知識、ストレスに対する自己管理の考え方及び対処方法などを学ぶ。	124人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数(延べ人数)
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	6人
課長補佐級研修	最新の地方自治の課題について学ぶとともに、部下を指導・育成するため、管理者の役割である職場研修を積極的に推進するための能力向上を図る。	6人
係長級職員(1部)研修	先進自治体や企業の取り組みを学ぶとともに、管理者の役割を体系的に理解し、仕事と部下の管理監督に関する原理原則を習得する。	5人
係長級職員(2部)研修	政策形成能力のさらなる向上を図るとともに、政策法務能力の養成を図る。	5人
現任職員(1部)研修	実務経験を積んだうえに、さらに問題解決の手法を学び、より創造的・実践的な職務遂行能力を養成する。	6人
現任職員(2部)研修	住民ニーズや地域の実情に応じた施策の提案ができる職員を目指して、政策形成能力を養成する。	7人
現任職員(3部)研修	あらためて公務員倫理の涵養を図るとともに、クレーム対応能力の向上を図り、政策法務の基礎知識を習得する。	6人
新任職員研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	1人
法制講座(民法)	職務遂行上必要な民法の基礎倫理を講義・演習を通じて学び、法務能力の向上を図る。	3人
法制講座(地方自治法)	職務遂行上必要な地方自治法の基礎倫理を講義・演習を通じて学び、法務能力の向上を図る。	3人
法制講座(地方公務員法)	職務遂行上必要な地方公務員法の基礎倫理を講義・演習を通じて学び、法務能力の向上を図る。	3人
法制講座(行政法)	職務遂行上必要な行政法の基礎理論を講義・演習を通じて学び、法無能力の向上を図る。	3人
パワーアップセミナー	男女共同参画社会の実現に向けた女性職員の職域拡大や管理職登用等のポジティブ・アクションの一環として、自治体あるいは社会の第一線で活躍している(主として女性の)管理職の姿を学び、職場管理および人材育成に関する能力を養う。	1人
企画力養成研修	情報収集力や問題把握力を養い、住民二	2人

	ーズに対応した創造性豊かな企画力の養成を図る。	
J K E T 導者養成研修	J K E T (討議式研修「公務員倫理を考える」)を指導するために必要な知識および技術ならびにその指導方法を習得する。	1人
接遇指導者	接遇(公務研修協議会方式接遇研修)を指導するため、必要な知識および技術を習得し、その指導者を養成する。	1人
政策形成指導者	JST(人事院式監督者研修)基本コースを指導するために必要な知識および技術ならびにその指導方法を習得する。	1人
I S O 内部監査員養成講座	I S O 1 4 0 0 1 の内部監査員として活動するための知識習得を図る。	8人
市町土木技術職員基礎研修(初級)	土木の基礎的技術や専門的知識の習得による技術者の育成を図る。	1人
市町土木技術職員部門研修(下水道初級)	下水道の基礎的技術や専門的知識の習得による技術者の育成を図る。	1人
市町土木技術職員部門研修(下水道中級)	下水道の中級的技術や専門的知識の習得による技術者の育成を図る。	1人
市町土木技術職員部門研修(CALS/ECデジタル写真)	土木担当の技術職員として必要な基礎的知識、技術の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る。	1人
給与事務担当職員研修	給与事務を遂行するために必要な基礎知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
財務・会計担当研修	財務・会計事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
例規担当職員研修	法制執務の基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
湖南甲賀地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	164人

(ウ) 外部機関への派遣

名 称	目的及び概要	参加者数
滋賀県いきいき新自治交流研修	職員を県に派遣し、広域的、専門的な視点で行う業務を体験させることにより、広域的視点による専門性の高い政策形成能力や総合的な行政処理能力を向上させる。	1人
市町村職員長期実地研修	市における健全な行財政の確立と行政運営の効率化等を図るため、職員を研修生として県に派遣し、必要な専門知識の習得や資質の向上に努める。	1人

1.1 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成18年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	1人
定期健康診断	全職員	344人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成16年野洲市条例第43号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会および財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

項 目	互助会	職員互助会
会員数	平成18年4月1日現在	554人
	平成19年4月1日現在	548人
掛金額	平成18年度決算額	21,804千円
	平成19年度予算額	20,289千円
補助金・負担金	平成18年度決算額	9,908千円
	平成19年度予算額	9,769千円

職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(2) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成18年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	9	-	9

認定件数には、嘱託職員よる分も含まれています。